

社会福祉法人ともしび福社会行動計画

【計 画 期 間】

平成23年4月1日～平成25年3月31日

1. 目的

社会福祉法人ともしび福祉会に勤務する職員（以下「職員」という。）が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

2. 計画期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間

3. 取組内容

【雇用環境の整備に関する事項】

目標1：計画期間内に、育児休業を取得しやすい環境の整備

- ・ 男性職員が育児休業を取得できる環境の整備をする。
- ・ 女性職員の取得率を80%以上にする。

<対策>

- ・ 育児休業等に関する資料を配布し、制度の周知を図る。
- ・ 育児休業等の取得推進について周知徹底を図る。
- ・ 育児休業等の取得手続や社会保険による出産費用給付等の支援について説明を行う。
 - ① 出産育児一時金及び出産手当金
 - ② 育児休業給付金（基本給付金、職場復帰給付金）

目標2：計画期間内に、妊娠中や出産後における職員への配慮

<対策>

- ・ 職員に対する制度の周知や情報提供を図る。
- ・ 本人の希望に応じ、超過勤務及び深夜勤務を命じないよう周知を図る。
- ・ 事業所の責任者に本計画の主旨を徹底し、対象職員が気軽に相談できる雰囲気作りをする。

目標 3 : 短時間勤務及び始業・終業時刻繰上げ又は繰下げを取得しやすい
環境の整備

<対策>

- ・ 短時間勤務制度及び始業・終業時刻を繰上げ又は繰下げる制度について周知徹底を図る。